

焼津市競争入札参加資格審査 業種追加登録申請要領（建設工事）

既に有資格者名簿に登録されている方で、新たな業種を登録するために資格審査を受けようとする場合の申請方法等については以下のとおりです。

1 提出方法

- 郵便による送達又は持参（締切日必着）
- 提出書類はA4サイズ（原本類がA4でない場合は、A4に変倍）で作成し、番号順に重ねてください。

2 提出先（問合先）

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号
 焼津市総務部契約検査課契約担当
 電話 054-626-1119（直通） F A X 054-626-1136

3 受付期間等

- 受付期間は、下表の各受付月の初日から末日までです。

受付月	審査	登録
6月	7月	8月1日
10月	11月	12月1日
2月	3月	4月1日

- 各受付月の末日が土・日曜日又は祝日の場合は、前日の平日を期限日とします。
- 入札参加資格審査により追加登録希望業種が入札参加資格を備えていると認められた場合は、入札参加資格者名簿に登録され、入札参加資格の効力が発生します。
- 入札参加資格者名簿はホームページで公開します。

4 登録受付業種

- 別表を参照してください。

5 申請要件

- 業種の追加登録申請を行うためには、入札参加資格審査により有資格者名簿に登録されている有資格者でなければなりません。また、追加登録申請しようとする業種について、次に定める要件をすべて備えていなければなりません。
- (1) 建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、総合評定値を得ていること。
- (3) 追加登録申請を受けようとする業種について、審査申請日の1年以上前から事業を行っていること（申請に係る建設業の許可を受けてから1年以上その建設業を営んでいることをいう。）。

6 業者区分

- 申請者が有する本店等の主たる営業所の所在地に基づき次のとおり区分します。
- (1) 市内業者 焼津市内に主たる営業所を有する者
- (2) 市外業者 市内業者以外のもの

7 提出書類

(1) 提出部数 1 部

(2) 提出書類

提出書類名		備考	業者区分	
			市内	市外
1	焼津市競争入札参加資格業種追加登録申請書（建設工事）	様式 6 号 ・申請者は本社代表者としてください。	○	○
2	登録希望業種表（建設工事） ※ 1	様式 2 号 ・追加登録を希望する業種のみを記載してください。	○	○
3	建設業許可通知書	・登録を希望する全ての業種が確認できること。 ・申請日時点において許可の有効期間内であること。 ・通知書の内容に変更があった場合は、変更届（写し）を添付してください。	○	○
4	電気工事業開始の届出済又は通知済を証明する書類 ※ 2	登録希望業種として「電気」を希望する場合 ・写し可	△	△
5	総合評定値通知書の写し	審査基準日が申請日の前 1 年 7 か月以内であるもの	○	○
6	建設業許可申請書の営業所一覧表の写し	建設業許可申請書別紙二 (1) 又は (2) ・各営業所における許可業種がわかるもので申請日の直近のもの	○	○
7	専任技術者一覧表又は専任技術者証明書の写し（市内業者の場合）	建設業許可申請書別紙四又は様式第八号 ・追加登録しようとする業種に対応する営業所専任技術者がわかるもの。	○	—
適用： 「○」は提出必須。「△」は該当する場合に提出。				

【注】

※ 1 「登録希望業種表」について

○追加登録を希望する業種のみ記載してください。既に登録されている業種については記載の必要はありません。

○登録済みの業種の削除（抹消）は、廃業等届出書（様式 11 号）にて提出してください。

※ 2 「電気工事業開始の届出済又は通知済を証明する書類の写し」について

○登録希望業種として「電気」を希望する場合、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号）に基づく電気工事業開始の届出済又は通知済であることを証明する書類の写しを添付してください。

※ 3 「受付の確認」について

○受付票は当市から発行しません。受付票類が必要な場合は、返信先を記載し、切手を貼付した「はがき」を添付していただければ、受付印を押印して返送します。

○申請書類持参の場合は、様式 6 号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します。

※ 4 各様式について

○提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/sanka-toroku/shikaku-koji/gyoshu-add.html>

8 代理人及び委任先営業所の登録について

- 代理人を定める場合は、代理人を1人のみ登録でき、その代理人が属する1営業所のみ登録できます。希望業種ごとに分けて複数の代理人と委任先営業所を登録することはできません。
- 当該建設業種の登録を希望するときは、建設業許可を有していない営業所を委任先とすることはできません。

9 審査結果について

- 入札参加資格審査の結果について、入札参加資格者名簿に登録された場合、登録した旨の通知は別途しませんので、当市ホームページでご確認ください。
- 入札参加資格審査の結果により、登録できない場合は、否認した旨を別途通知します。

別表

登録業種	業種事例
土木一式	溝渠・造成・擁壁・堤防・下水道管渠・盛土・橋梁下部（コンクリート） P C、コンクリート橋梁・屋外運動施設（グラウンド・テニスコート等）
建築一式	S R C造・R C造・S 造・木造・プレハブ
大工	
左官	
とび・土工・コンクリート	ネットフェンス・防球ネット・法面処理・交通安全施設（標識・ガード レール）・建築基礎
石	
屋根	
電気	構内電気設備・屋外照明設備・発電設備・送配電線、引込線・受変電設 備・信号設備
管	給排水衛生設備・空気調和設備・冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・屋内水道 配管・浄化槽工事・厨房設備・ダクト工事・ガス配管・医療ガス
タイル・れんが・ブロック	
鋼構造物	鉄骨工事・鋼橋上部・鉄塔・屋外広告等・水門等門扉
鉄筋	
舗装	
しゅんせつ	水路浚渫委託・管路調査委託を含む
板金	
ガラス	
塗装	建物塗装・鋼構造物塗装・看板製作・路面表示
防水	アスファルト防水・シーリング防水・塗膜防水・シート防水・注入防水・ F R P 防水・塗布防水・モルタル防水
内装仕上	カーペット・たたみ・ふすま・カーテン・ブラインド・床仕上げ・パー ティション・クロス張り
機械器具設置	運搬機器・内燃力発電設備・集塵機器・給排気機器・揚配水機器・舞台 装置・除塵機・ボイラー・下水処理プラント・その他プラント
熱絶縁	
電気通信	電気通信設備・テレビ電波障害防除・放送機器設備・データ通信設備・ 情報制御設備（計装装置）
造園	樹木管理委託を含む
さく井	
建具	自動ドア取付・シャッター取付・襖・木製建具・金属製建具
水道施設	取水施設・浄水施設・導水施設・送水施設・配水施設・貯水施設・配水、 送水、導水管布設工事
消防設備	屋内消火栓、スプリンクラー・消火設備・火災報知設備・避難機具・非 常警報設備
清掃施設	ごみ処理施設・し尿処理施設
解体	工作物解体